

石川県個人情報保護審査会の答申概要（答申第35号）

- 1 特定個人情報保護評価に係る点検の対象となる評価書案
県税等の賦課徴収に関する事務の全項目評価書（案）（諮問案件第38号）
- 2 担当課（所）
総務部税務課
- 3 答申の概要
県税等の賦課徴収に関する事務の全項目評価書（案）については、国の特定個人情報保護委員会が策定した特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）に定める審査の観点に基づき点検した結果、指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価が実施されており、その内容は指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であると認められる。
- 4 審議経過
審査回数 2回

（参 考）

○特定個人情報保護評価について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）による社会保障・税番号制度（いわゆるマイナンバー制度）の導入に伴い、石川県税務総合情報システムにおいて、「個人番号」をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）が体系的に構成された「特定個人情報ファイル」を保有することが予定されている。

番号法第27条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を行うことが定められている。これは、特定個人情報の漏えい等の危険性を具体的に把握し、そのリスク軽減措置を適切に講じているかなどについて自ら評価を行うもので、「基礎項目評価書」を作成するとともに、対象人数等により、①基礎項目評価書の作成のみが義務付けられるか、②基礎項目評価書と重点項目評価書の作成が義務付けられるか、③基礎項目評価書と全項目評価書の作成が義務付けられるかの判定（「しきい値判断」）を実施する。全項目評価書の作成が義務付けられる場合には、原則として、公示し住民等の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価書について、地方公共団体の条例に基づき設置された個人情報保護審査会等による点検を受けた後、特定個人情報保護委員会に提出し、公表するものとされている。

本県の「県税等の賦課徴収に関する事務」については、対象人数が30万人以上であるため、「全項目評価書」の作成が義務付けられることとなったもので、その案について、今回、石川県個人情報保護審査会が諮問に応じ、点検を行ったものである。

個情審第165号

平成27年4月10日

石川県知事 谷本正憲様

石川県個人情報保護審査会

会長 鴨野幸雄

県税等の賦課徴収に関する事務の全項目評価書(案)について(答申第35号)

平成27年1月5日付けで諮問のあった標記の件について、当審査会の意見を別紙のとおり答申します。

第1 審査会の結論

県税等の賦課徴収に関する事務の全項目評価書（案）（以下「評価書案」という。）については、特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。）第10の1(2)に定める審査の観点に基づき、適合性及び妥当性を点検した結果、適切であると認められる。

第2 審査会の判断理由

1 適合性について

指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているかについては、次の理由から適切であると認められる。

(1) しきい値判断

当該事務における特定個人情報ファイルの対象人数は30万人以上であり、全項目評価を実施することは、指針に適合していることから適切である。

(2) 実施主体

評価対象となる特定個人情報ファイルは石川県知事が保有するものであることから、実施主体は適切である。

(3) 公表しない部分

評価書案に公表しない部分はないことから、問題は認められない。

(4) 実施時期

指針第6の1(1)ウの経過措置が適用され、特定個人情報ファイルを保有する前に実施していることから適切である。

(5) 住民の意見聴取

平成27年2月9日から平成27年3月10日までの間、パブリックコメントによる意見聴取を実施していることから適切である。

(6) 指定様式で求められる全項目の検討、記載

指定様式で求められる全ての項目について検討、記載していることから適切である。

2 妥当性について

特定個人情報保護評価の内容が指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるかについては、次の理由から妥当であると認められる。

(1) 特定個人情報保護評価の実施を担当する部署

総務部税務課は、特定個人情報保護評価の対象となる県税等の賦課徴収に関する事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができることから適切である。

(2) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載

県税等の賦課徴収に関する事務の内容の記載は具体的であり、かつ、当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載していることから適切である。

(3) 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクの特定

特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づきリスクを特定し、具体的にわかりやすく記載していることから適切である。

(4) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載

具体的にわかりやすく記載していることから適切である。

(5) 記載されたリスクを軽減するための措置

個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に合致していることから適切である。

(6) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言しており、住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に合致していることから適切である。

第3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第4 審査会の意見

当審査会の判断は以上のとおりであるが、次のとおり意見する。

評価書案においては、前記のとおり特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、リスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められるが、今後も、特定個人情報の保護に最大限の注意を払い、社会情勢の変化や技術の進歩等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な管理運用について引き続き積極的に取り組

むよう要望する。

第5 審査の処理経過

当審査会の処理経過は別表のとおりである。

(別 表)

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 1月 5日	諮問を受けた。(諮問案件第38号)
平成27年 1月15日 (第34回審査会)	第1回審議を行った。
平成27年 3月26日 (第35回審査会)	第2回審議を行った。